

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月12日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長 柳澤 武

1 競争に付する事項

(1) 件名

SS-MIX2を用いた診療情報データベース構築に係るコンサルティング業務

(2) 購入物品及び数量

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限

契約締結日から平成28年3月31日

(4) 納入場所

経理責任者が別途指定する場所

(5) 入札方法

交渉権者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、総合評価に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「提案書」という。）を提出すること。なお、交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のAの等級に格付され、競争参加資格を有する者であること。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(4) 当機構 CI0 補佐官及び支援スタッフが現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密

な利害関係を有する事業者は本入札に参加することはできない。また、委託先等緊密な利害関係を有する事業者とは、ハードウェア製品やソフトウェア製品、パッケージ製品の保守を提供する事業者もその範囲とする。

- (5) 本業務を受託した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、今後予定する診療情報データベース構築に伴う調達には参加できないものとする。また、委託先等緊密な利害関係を有する事業者とは、ハードウェア製品やソフトウェア製品、パッケージ製品の保守を提供する事業者もその範囲とする。

3 入札説明会について

(1) 実施日時・場所

- ① 日時 平成27年2月18日(水) 13時30分
※受付を13時25分までに済ませること。(時間厳守)
- ② 場所 独立行政法人国立病院機構本部3階 32会議室

(2) その他

資料は各社1部ずつの配付とする。

4 入札説明書の交付場所、問い合わせ先及び入札書の提出場所

(1) 入札書及び提案書等の提出場所等

ア. 入札書及び提案書等の提出場所及び入札に関する照会先
〒152-8621

東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

(独立行政法人国立病院機構東京医療センター敷地内)

独立行政法人国立病院機構本部 総務部総務課会計係

電話 03-5712-5050

イ. 仕様書に関する照会先

住所は上記アに同じ

独立行政法人国立病院機構本部 企画経営部 IT推進部情報企画係

電話 03-5712-5130

(2) 入札書及び提案書等の受領期限

平成27年2月27日(金) 17時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

5 プレゼンテーション

平成27年3月4日(水) 実施(詳細は別途連絡)

6 開札の場所及び日時

平成27年3月5日(木) 14時00分

独立行政法人国立病院機構本部1階 12会議室

7 その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。